

庄川流域懇談会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「庄川流域懇談会」（以下「懇談会」という。）と称す。

(設置・運営)

第2条 懇談会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置・運営する。

(目 的)

第3条 懇談会は、庄川に造詣の深い学識経験者等の方々から、庄川水系の河川整備計画の策定に向けて、意見を頂くことを目的とする。

(審議内容)

第4条 河川整備計画の内容に関する事項と、住民意見聴取の方法等に関する事項とする。

(組織等)

第5条 懇談会は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 懇談会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。
- 3 懇談会は、必要に応じ専門部会を設置することができる。

(座 長)

第6条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は懇談会を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故ある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第7条 会議は座長が必要と認めるとき、これを召集する。

- 2 座長は会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 会議は委員の半数以上の出席をもって行う。

(情報公開)

第8条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は懇談会が行う。

- 2 懇談会の審議内容について、原則として公表することとし、その決定は懇談会が行う。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(委 任)

第10条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(事務局)

第11条 懇談会の事務局は国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所に置く。

付則（施行期日）

この規約は、平成19年6月19日から施行する。

別 添

庄川流域懇談会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所属・役職	専門分野
安念 鉄夫	砺波市長	地域社会
大菅 正孝	高岡市吉久連合自治会長	水防
岡本 清右衛門	高岡市消防団長	水防
川西 正夫	関西電力 北陸支社次長	電力
佐伯 安一	元富山県文化財保護審議会委員	郷土史
佐竹 洋	富山大学教授	環境
橘 慶一郎	高岡市長	地域社会
田中 晋	富山大学名誉教授	環境
玉井 信行	金沢学院大学大学院教授	河川工学
長井 忍	富山県教育委員会小中学校課 主任指導主事	教育
長井 真隆	元富山大学教育学部教授	環境
林 靖太	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事	農業水利
分家 静男	射水市長	地域社会
溝口 進	南砺市長	地域社会
米澤 博孝	庄川沿岸漁業協同組合連合会 代表理事会長	漁業